

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント（資料）～

令和3年10月  
岩手県人事委員会

# 目次

## 給与勧告制度の仕組みと本年の給与改定

1	給与勧告の対象職員	1
2	給与勧告の手順	2
3	公民給与の比較方法（ラスパイレス比較）	3
4	本年の給与改定	4
5	モデル給与例	5
6	最近の給与勧告の状況	6

# 1 給与勧告の対象職員

岩手県には、令和3年4月1日現在22,998人の常勤職員がいます。そのうち、人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業（医療局、企業局）職員及び現業職員を除いた17,263人です。

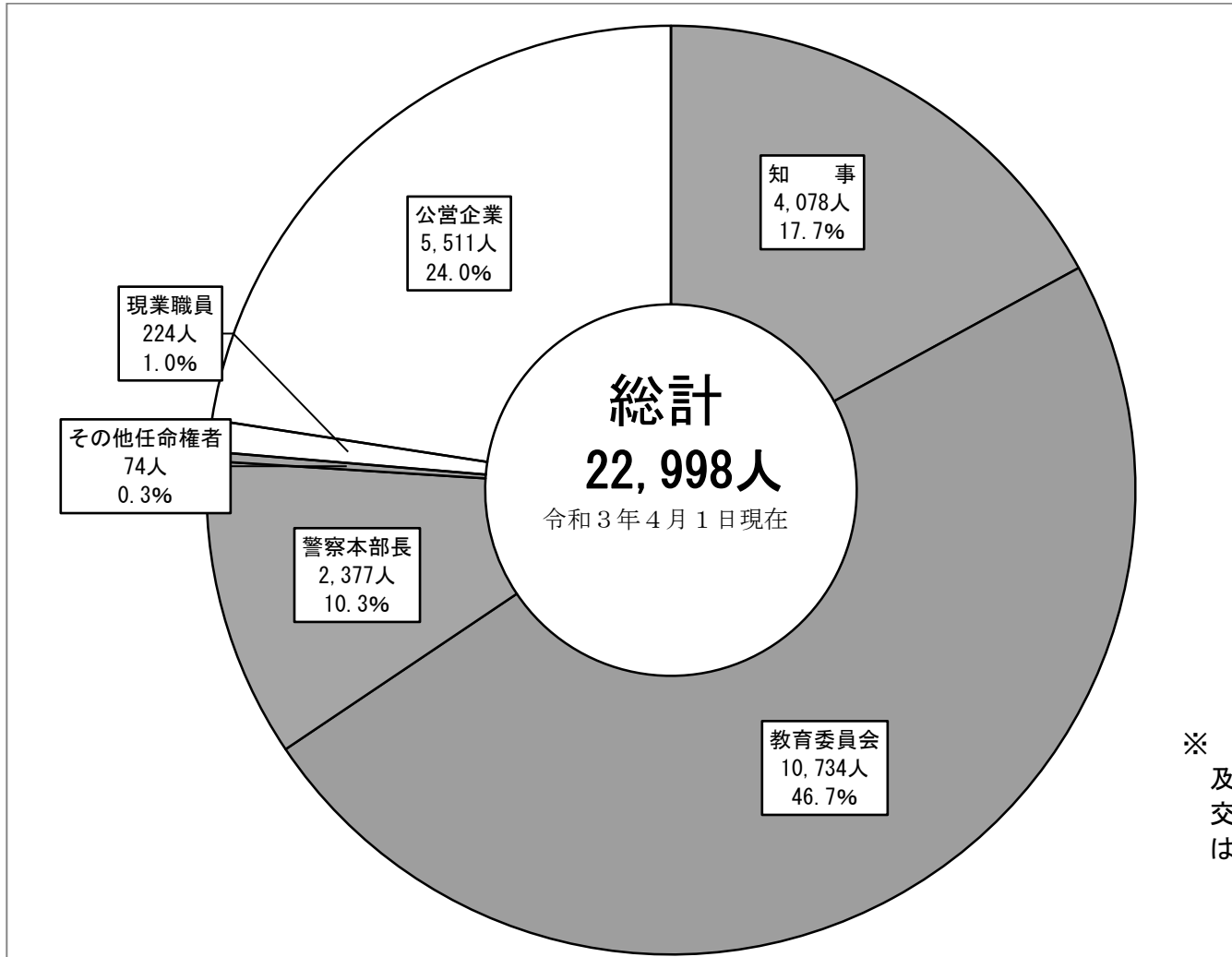
## 勧告対象職員数

17,263人

（任命権者別内訳）

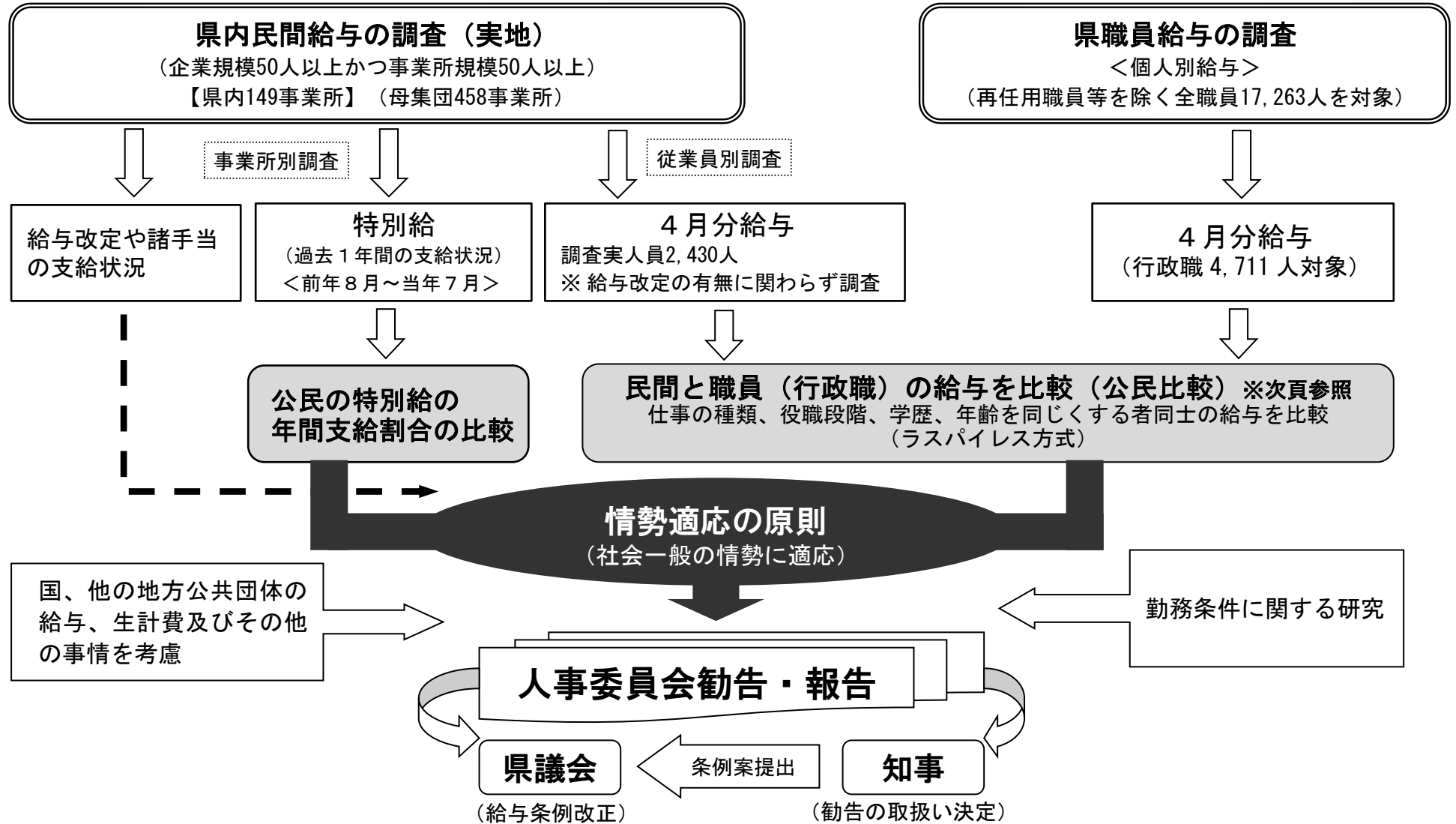
知事	4,078人
教育委員会	10,734人
警察本部長	2,377人
その他任命権者	74人

※ 公営企業職員及び現業職員の給与は、給与の種類及び基準のみ条例で定められ、具体的内容は、労使交渉を経て、知事等の規則若しくは企業管理規程又は団体協約において定められます。



## 2 給与勧告の手順

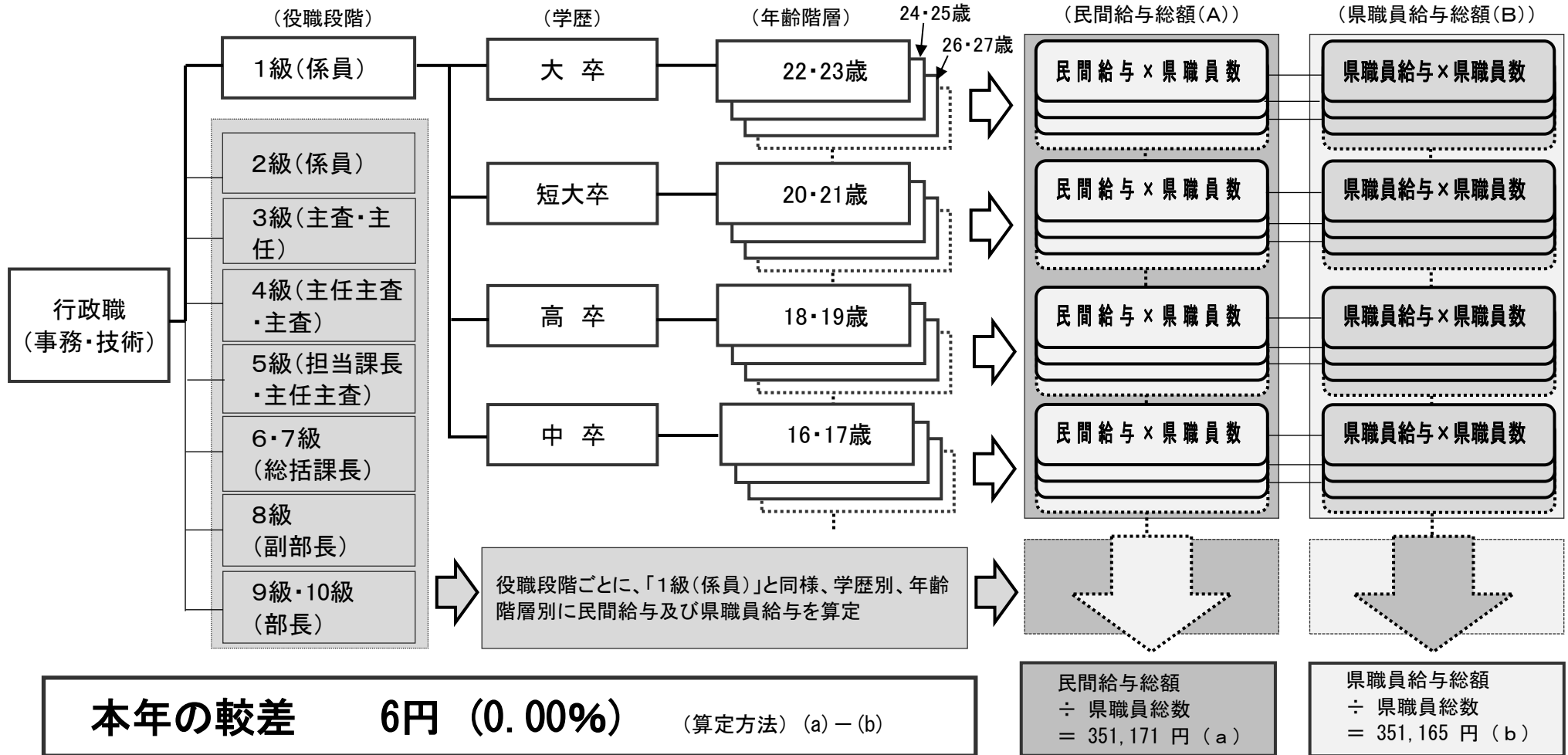
県職員と民間の給与を調査した上で、月例給については、県職員と民間の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を、特別給（ボーナス）については、民間の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に、国及び他の地方公共団体の給与等を総合的に勘案し勧告を行っています。



### 3 公民給与の比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和3年度職員給与実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和3年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

## 4 本年の給与改定

給料表は据え置くことが適当と判断しました。

期末手当・勤勉手当については、0.15月分の引下げ改定が適当と判断しました。

### 1 給料表

- 民間給与との差 6円 (0.00%)
- 民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定なし

### 2 期末手当・勤勉手当

- 民間の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引下げ、4.30月に改定（現行4.45月）
- 民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

### 3 実施時期

- 期末手当：この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）

### 4 参考

- 勧告後の平均給与（行政職給料表）月額 349,132円 年間給与 5,725,000円（勧告前との差 年間給与 △54,000円）
- 所要額（減額分） 概算額 △12.9億円

## 5 モデル給与例

(単位：円)

役職段階	年 齢	年間給与額		年間給与額の差
		勧告前	勧告後	
係 員	25歳	3,339,000	3,309,000	△30,000
主 任	35歳	4,862,000	4,816,000	△46,000
主 査	40歳	5,935,000	5,877,000	△58,000
担当課長	50歳	7,103,000	7,038,000	△65,000
総括課長	55歳	8,193,000	8,119,000	△74,000
副 部 長	—	9,489,000	9,395,000	△94,000
部 長	—	10,792,000	10,683,000	△109,000

※ 年間給与額の算定に当たっては、役職段階ごとに、役職・年齢がモデルと合致する職員が最も多く在職している級・号給を算定の基礎としています。

## 6 最近の給与勧告の状況

	月例給		期末手当・勤勉手当（ボーナス）	
	給与改定率（％）	改定額（円）	年間支給月数（月）	対前年比増減（月）
平成23年度	△0.37	△1,362	3.95	—
平成24年度	—	—	3.90	△0.05
平成25年度	—	—	3.90	—
平成26年度	0.25	904	3.95	0.05
平成27年度	0.20	722	4.15	0.20
平成28年度	0.14	503	4.30	0.15
平成29年度	0.14	512	4.35	0.05
平成30年度	0.17	592	4.45	0.10
令和元年度	0.13	443	4.45	—
令和2年度	—	—	4.45	—
令和3年度	—	—	4.30	△0.15